

一般国道423号（吹田市豊津町）高架下入札占用事業に関する協定書（案）

大阪府●●●●（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、一般国道423号（吹田市豊津町）高架下入札占用事業（以下「占用事業」という。）に係る必要な事項（道路占用に関する手続きを除く）を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が入札占用計画に基づき行う占用事業の事業開始等が確実かつ円滑に推進されることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から令和26年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、本協定期間の終了日は甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- （1） 占用許可を更新しない場合
- （2） 占用許可を取り消す場合
- （3） 本事業を途中で中止する場合

（占用申請期限）

第3条 乙は甲に対して認定占用計画にもとづく道路占用申請を令和6年1月31日までにを行うものとする。

（占用許可申請の履行保証に関する保証金）

第4条 乙は、第3条に指定する期日までに占用許可申請を行うことの履行保証のため、入札占用料年額の10%を納付する。

- 2 前項の保証金の金額は●●●●円とする。
- 3 乙は、前項の保証金額を本協定締結後速やかに甲に預託しなければならない。
- 4 甲は、前項の保証金額の預託を確認後速やかに占用計画認定通知を行う。
- 5 甲は、保証金を無利子で預かるものとし、初年度の占用料納付後、乙に返還する。
- 6 乙は、保証金をもって、本協定に基づき発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

(本事業から生じるすべての債務の担保としての保証金)

第5条 乙は、占用事業から生じるすべての債務の担保として、施設等の撤去及び原状回復費用相当額を保証金として、施設等の解体・撤去に係る手続き終了時まで無利息で甲に預託しなければならない。

【保証金の算出方法】

乙が占用する建築物の延べ床面積 × 23,000円/m² + 乙が設置する屋外
(建築物以外) 施設の設置面積 × 1,000円/m²

- 2 前項の保証金の金額は●●●円とする。ただし、本協定締結後、事業内容の変更等が生じた場合は、甲乙の協議により、保証金額の見直しを行うことができる。
- 3 乙は、前項の保証金額を占用開始までに甲に預託しなければならない。
- 4 甲は、保証金を無利子で預かるものとし、第2条に定める規定により本協定を終了するとき、乙が施設等を撤去し、原状回復を完了した後、未払いの債務があればその弁済に保証金を充当した残額を乙に返還する。
- 5 保証金を前項の未払債務に充当してもなお不足が生じた場合は、乙は、甲の請求により直ちにその不足額を甲に支払わなければならない。
- 6 乙は、保証金をもって、本協定に基づき発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

(保証金の帰属)

第6条 甲が、占用許可を取り消したときは、第4条及び第5条に規定する保証金は、甲に帰属するものとし、乙はその返還を求めることはできない。

(保険)

第7条 乙は、事業運営等において、利用者、車両、道路構造物等に損害を与えた場合に備え、自己の費用において、損害保険会社と損害賠償保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

- 2 乙は、工事着手までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第8条 甲が第2条第2項により本協定を終了した場合、その他、乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被る恐れのある場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第9条 本契約に係る紛争に関する訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

(その他)

第10条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲) 大 阪 府

(所在地)

(代表者) ●●●●●●●●

乙)

(所在地)

(代表者) ●●●●